

## 身体拘束適正化のための指針

### 1、身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の行動を妨げ、自由に生活することができない行為であり、人としての尊厳、主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化せず、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持って、拘束をしない療育の実施に努める。

#### (1)身体拘束原則禁止の規定

利用者の安心・安全な支援を心掛け、寄り添った支援の提供をしていくこととし、一人ひとりの自由な生活の行動を制限する行為は行わない。サービス対象者の生命を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き、行動制限する行為を禁止している。

#### (2)緊急としてやむを得ない場合の原則

利用児童が個々の心身の状況を勘案し、障害の特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供を原則とする。しかし、以下の3要件をすべて満たしている場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

##### ① 切迫性

利用者本人または他の利用児童の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

##### ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。

##### ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

### 2、身体拘束適正化その他組織に関する事項

#### (1)拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束廃止に向けて、身体拘束適正化検討委員会を年に一回以上開催する。本委員会の委員長として法令遵守責任者、委員として各事業所管理者で構成する。「身体拘束防止について」を定期的で開催し、記録も整備する。

#### (2)家族、利用者本人に対する説明

事前に危惧される場合は個別支援計画に記載し、家族や本人に身体拘束に対する理由や目的を明確にする。改善方法についても詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めていく。

### 3、身体拘束等の適正化のための事業所職員研修に関する基本方針

利用者支援に関わる全ての職員に対し、身体拘束廃止と権利擁護、人権を尊重した支援の在り方について

- ① 身体拘束についての定期的な教育や研修(年に1回以上)の実施。
- ② 新入社員、新任者に対する教育や研修の実施。(入社時必須)
- ③ 研修を実施した記録を残し、保存しておく。

#### 4、事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等に関して委員会に報告するとともに、利用者及び家族等に対して十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行う。

#### 5、身体拘束発生時の対応に関する基本方針

緊急対応、やむを得ず身体拘束を行う場合の注意事項として、本人や他の利用者の生命、身体を保護するための措置として、以下の手順で緊急やむを得ない場合、身体拘束を行うものとする。

##### (1)委員会の開催

緊急を要するやむを得ない場合、委員会を実施し「切迫性、非代替性、一時性」の三要件のすべてを満たしているか確認及び評価を行い、家族と連絡を取り、身体拘束以外の手立てがないか協議を行う。

また、やむを得ず身体拘束を行うと判断した場合は、方法や時間についても検討見直しを行い、解除に向けた取り組みについて、その都度検討会議を行う。

##### (2)本人、ご家族への説明

身体拘束についての内容や目的、実施理由、拘束における時間、期間や場所についても改善に向けた取り組みを丁寧に説明し、個別支援計画に身体拘束を行う可能性を盛り込んで、利用者本人または保護者に同意を得ること。行動を制限する行為についても丁寧に説明し、同意を得る。また、期限を超えるなど、延期しての拘束が必要な場合は、事前にご家族との締結した内容と方向性、利用者の健康状況等を確認し、説明を行い同意を得た上で実施する。

##### (3)記録

日時や内容、利用者の心身の状況、緊急を要する切迫性についての理由、必要事項を記録し、職員にも周知を行い、実施に関わる記録を検証し研修に繋げていく。

##### (4)身体拘束の解除

再検討し身体拘束に該当のない場合は直ちに身体拘束を解除し、利用者本人、ご家族等に報告する。

#### 6、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当事業所の身体的拘束のための指針は利用者及び家族へ理解、協力を得るため、当法人のホームページに積極的に公表していく。

#### 7、その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行わないサービスの提供を目指して、支援に関わる全ての職員や支援者たちが以下の点十分に議論し、共通認識を持ち拘束のない支援を目指していく。

(1)他の利用者への影響や人材不足のために、安易に身体拘束をおこなっていないか。

(2)本当にやむを得ない場合の緊急での身体拘束であると判断して行っているか。他に方法はないのか考え手段を検討する。

#### 附則

この指針は令和5年6月21日から施行する。